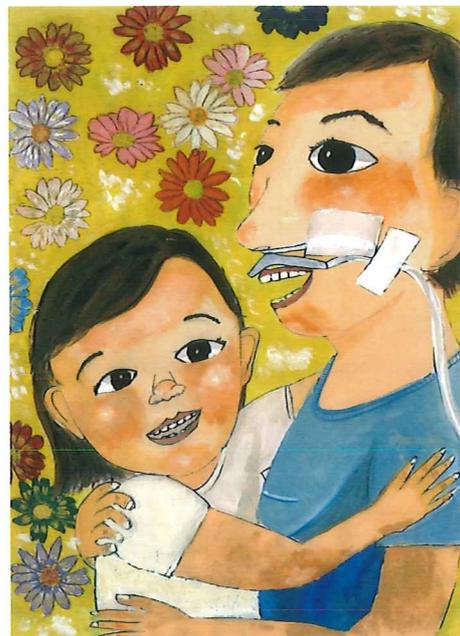


令和5年度

作品募集

毎年12月3日から9日までは「障害者週間」です。



令和4年度「障害者週間のポスター」
小学生区分 最優秀賞(内閣総理大臣表彰)
沖縄県 名護市立名護小学校 6年(当時)
喜納 雅さんの作品「その笑顔をいつまでも」

体験作文

ポスター

「障害者週間」は、障害のある人があらゆる分野の活動に参加することを促進するために「障害者基本法」により設けられているものです。この期間を中心に、障害や障害のある人に対する関心や理解を深めるための様々な取組が全国各地で実施されます。

内閣府では、「障害者週間」の取組の一つとして、都道府県・指定都市と共催して「心の輪を広げる体験作文」と「障害者週間のポスター」を募集しています。

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら生きることのできる「共生社会」を実現するため、障害や障害のある人に対する身近な体験や自分の思いを作文や絵にして応募してみませんか。

詳しい応募方法については、お住まいの都道府県・指定都市の担当窓口(裏面)にお問い合わせください。

心の輪を広げる体験作文

障害者週間のポスター

募集テーマ

出会い、ふれあい、心の輪
— 障害のある人とない人との
心のふれあい体験を広げよう —

※応募する作品の題名は、自由に設定可能です。

応募資格

小学生以上 ※小学生以上であれば、障害の有無にかかわらずどなたでも応募可能です。

応募方法

①応募は「小学生区分」、「中学生区分」、「高校生区分」及び「一般区分」のいずれかとし、未発表の作品1編に限ります。

②作文の内容は、障害のある人とない人との心のふれあいの体験をつづったものとします。

※他者の作品や他の公表物等の流用や模倣、盗用、不適切な引用等を行わないでください。

③作文は、原則として400字詰原稿用紙(B4判またはA4判横向き・縦書き)を使用し、「小学生区分」及び「中学生区分」については2~4枚程度、「高校生区分」及び「一般区分」については4~6枚程度とします。

④パソコン等の電子機器による作成も可とします。

※用紙は③に準ずるものとします。

⑤第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないでください。

⑥応募作品には、題名(作品のタイトル)、住所、氏名(ふりがな)、年齢(生年月日)、職業又は学校名(学年)、電話・FAX番号、障害の有無・程度、その他参考となる事項を記入した用紙を添付してください。

募集テーマ

障害の有無にかかわらず
誰もが能力を発揮して安全に安心して
生活できる社会の実現

※応募する作品の題名は、自由に設定可能です。

応募資格

小学生及び中学生 ※小学生及び中学生であれば、障害の有無にかかわらずどなたでも応募可能です。

応募方法

①応募は「小学生区分」及び「中学生区分」のいずれかとし、未発表の作品1点に限ります。

②ポスターの内容は、障害のある人に対する理解促進に資するものとし、障害のある人とない人の相互理解・交流等を表現したものとします。

※作品中に標語やそれに類する文字は入れないでください。

※他者の作品や他の公表物等の流用や模倣、盗用、不適切な引用等を行わないでください。

③ポスターの規格は、画用紙のB3判(横364mm×縦515mm)又はいわゆる四つ切り(横382mm×縦542mm)を使用し、これに満たない作品は、B3判の台紙に貼付してください。なお、内閣府が「障害者週間」の広報用ポスターを作成する際のレイアウトの都合上、作品は縦位置(縦長)のみとします。彩色画材は、自由です。

④第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないでください。

⑤応募作品には、題名(作品のタイトル)、住所、氏名(ふりがな)、年齢(生年月日)、学校名(学年)、電話・FAX番号、障害の有無・程度、その他参考となる事項を記入した用紙を添付してください。

その他

最優秀賞に選定した作品1点は、内閣府が作成する「障害者週間」の広報用ポスターの原画として使用する予定です。

● 募集期間 令和5年7月3日(月)から令和5年9月1日(金)まで(必着)

社会福祉法人徳島県社会福祉事業団 ノーマライゼーション促進センター
〒770-0005 徳島市南矢三町2丁目1-59 徳島県立交流プラザ1階
電話 088-634-2000 FAX 088-634-2020